

平成24年第2回

笠置町議会臨時会会議録

京都府相楽郡笠置町議会

平成 24 年第 2 回（臨時会）  
笠置町議会 会議録（第 1 号）

召集年月日	平成 24 年 11 月 7 日 水曜日						
召集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成 24 年 11 月 7 日 10 時 00 分		臨 時 議 長	石 田 春 子		
	閉 会	平成 24 年 11 月 7 日 14 時 15 分		議 長	西 岡 良 祐		
応(不 応)召 議員及び出 席並びに欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8 名  欠席 0 名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○		
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8 名  欠席 0 名
	町 長	松本 勇	○	住民課長	東 達廣	○	
	副 町 長	山口哲志	○	建設 産業 課 長	川西隆二	○	
	総務 財政 課 長	田中義信	○	同和 対策 室 長	増田好宏	○	
企画 観光 課 長	山本和宏	○			○		
職務のため出 席した者の職 氏名	議会 事務 局 長	藤田利則	○	総務財政 課長補佐	前田早智子	○	
会議録署名 議 員	杉 岡 義 信			西 村 典 夫			
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付し た 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 平成 24 年 第 2 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

平成 24 年 11 月 7 日～平成 24 年 11 月 7 日 会期 1 日間

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 24 年 11 月 7 日 午前 10 時 00 分開議

1. 臨時議長選任
2. 臨時議長あいさつ
3. 議員自己紹介
4. 町長あいさつ
5. 管理職職員自己紹介
6. 開会宣告
7. 議事日程報告

日程第 1. 仮議席の指定

日程第 2. 議長選挙の件

追加日程第 1 号

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期決定の件

日程第 3. 副議長選挙の件

日程第 4. 議席の指定

日程第 5. 常任委員選任の件

日程第 6. 議会運営委員選任の件

日程第 7. 国民健康保険山城病院組合議会議員選挙の件

日程第 8. 相楽郡広域事務組合議会議員選挙の件

日程第 9. 相楽中部消防組合議会議員選挙の件

日程第 10. 加茂・笠置組合議会議員選挙の件

日程第 11. 相楽東部広域連合議会議員選挙の件

日程第 12. 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

日程第 13. 京都地方税機構議会議員選挙の件

日程第 14. 「同意第 2 号」 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件

追加日程第 2 号

日程第 1. いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議

日程第 15. 委員会の閉会中の継続調査の件

開 会 午前10時00分

事務局長（藤田利則君） 皆さん、おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から始めさせていただきます。

私、議会事務局長の藤田でございます。後ろに控えておりますのが総務財政課長補佐の前田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

皆様におかれましては、このたびの議会議員選挙におきましてのご当選をされまして誠にめでたうございます。心からお祝いを申し上げます。

本臨時会は一般選挙後の初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の石田春子議員をご紹介いたします。

石田春子議員、議長席にお着きください。

---

（石田春子君議長席に着席）

臨時議長（石田春子君） ただいま紹介されました石田春子です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうかよろしくお願いたします。

お諮りします。このたびお互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでありますので、自己紹介をお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

臨時議長（石田春子君） ご異議がないようであります。それではただいまより自己紹介を杉岡義信議員より順次、横にお願いたします。

1番（杉岡義信君） 町議会議員 2期目当選させていただきました杉岡義信でございます。どうぞよろしくお願いたします。

2番（西村典夫君） 西村典夫でございます。精一杯がんばりますので、どうぞよろしくお願いたします。

3番（瀧口一弥君） 自由民主党所属の瀧口一弥でございます。どうぞよろしくお願いたします。

4番（田中良三君） この度当選させて頂きました田中良三です。頑張りますのでよろしくお願いたします。

5番（向出健君） 日本共産党に所属しています向出健です。精一杯頑張りますどうぞよろしくお願いたします。

6番（大倉博君） 大倉博でございます。前回4年前に立候補しましたが、僅差で負けました。今回2回目で当選させて頂きました。大阪府で行政に携わって41年間、これからは町の為に全力を尽くしてやって行きますので、これからは是非々々でやって行きますのでよろしくお願いたします。

7番（西岡良祐君） 2期目で当選させて頂きました西岡良祐でございます。精一杯頑張る決意でございますので皆様どうぞよろしくお願いたします。

臨時議長（石田春子君） 8番石田春子です。5期目に当選させて頂きましてありがとうございます。頑張っていきますのでどうかよろしくお願いたします。

どうもありがとうございました。

本日は初議会であり、ただいまから町長からあいさつをお受けしたいと存じます。町長。

町長（松本勇君） 皆さん、おはようございます。本日、臨時議会を開催いたしましたところ全員の皆様のご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。秋もいよいよ深まってまいりました。笠置の山の紅葉も徐々に進みつつございます。又、高い山からは雪の便りも聞かれます昨今でございます。

さて、また皆様には先の10月21日執行の笠置町議会議員選挙におかれまして見事ご当選を果たされました。お祝を申し上げたいと存じます。

皆さんには笠置のために、そして住民の皆様のためにと政策を訴えられ、本日の栄冠を勝ち取られました。笠置町はご存知のとおり、財政的にも非常に厳しい状況でございます。そして現在の社会のデフレ・不況下、本日の新聞にも経済の下降と言うことが載っております。また、国政の混迷等々不安材料も多い中にありまして、この難局を議員の皆様と共に手を取り合って乗り越えて参りたい、そんな風に考えるところでございます。よろしくお祈りを申し上げます。

最後に議員の皆様方にはご自愛を賜りながら、積極的な議員活動をお願い申し上げまして、簡単ではございますがお祝いの挨拶とさせていただきます。

臨時議長（石田春子君） どうもありがとうございました。

今後4年間、我々任期中、執行部職員には何かとお世話になることと存じますので、副町長、以下、管理職職員の職種、自己紹介をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

副町長（山口哲志君） おめでとうございます。副町長の山口です。よろしくお願いいたします。

総務財政課長（田中義信君） おめでとうございます。総務財政課長の田中義信でございます。今後ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

企画観光課長（山本和宏君） おめでとうございます。企画観光課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

建設産業課長（川西隆次君） おめでとうございます。建設産業課長の川西でございます。よろしくお願いいたします。

同和対策室長（増田好宏君） おめでとうございます。同和対策室長の増田好宏でございます。よろしくお願いいたします。

住民課長（東達広君） おめでとうございます。住民課長の東達広でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（石田春子君） どうもありがとうございました。増田同和対策室長より出張のため途中退席の申し出がありました。これを許可しましたので報告いたします。

（増田同和対策室長退席）

---

臨時議長（石田春子君） ただいまから平成24年第2回笠置町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配布したとおりです。

---

臨時議長（石田春子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

---

臨時議長（石田春子君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（石田春子君） ただいまの出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西村典夫君及び田中良三君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

臨時議長（石田春子君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声）

臨時議長（石田春子君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

臨時議長（石田春子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

（点呼、投票）

臨時議長（石田春子君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声）

臨時議長（石田春子君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西村典夫君及び田中良三君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

臨時議長（石田春子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、西岡良祐君5票、石田春子2票、向出健君1票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は2票です。したがって、西岡良祐君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

臨時議長（石田春子君） ただいま議長に当選されました西岡良祐君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。議長承諾のあいさつをお願いします。

議長（西岡良祐君） ただいま議員各位のご推挙によりまして、議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。

その職務の重大さ痛感しております。

私は、もとより浅学非才の身ではありますが、議会の円滑なる運営を図り、ますます町政の進展と地方自治発展のために、最善の努力をいたす所存でございます。

ここに議員各位の一層のご支援とご協力をお願いいたしまして、就任のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（石田春子君） これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

西岡良祐議長、議長席にお着きください。

---

議長（西岡良祐君） これより15分間休憩いたします。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時40分

---

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。お手許に配布した日程第1号を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1号を本日の日程に追加します。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、1番杉岡義信君及び、2番西村典夫君を指名します。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（西岡良祐君） ただいまの出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西村典夫君及び田中良三君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

議長（西岡良祐君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声）

議長（西岡良祐君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長 (西岡良祐君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(点呼、投票)

議長 (西岡良祐君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声)

議長 (西岡良祐君) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西村典夫君及び田中良三君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

議長 (西岡良祐君) 選挙結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、杉岡義信君4票、石田春子君2票、西村典夫君1票、向出健君1票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって杉岡義信君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長 (西岡良祐君) ただいま副議長に当選されました杉岡義信君が議場におられます。会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。副議長承諾のあいさつをお願いします。

副議長 (杉岡義信君) ただいま議員各位のご推挙により、副議長の重職に就くことになりました。誠に光栄のいたりに存じます。

議長と共に誠意を尽くし、公正と議会の円滑なる運営を図り、町政発展のために努力をいたす所存であります。

議員各位のご支援とご協力をお願いいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

議長 (西岡良祐君) 日程第4、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第2項の規定により議長が定めることとなっておりますが、クジによってお決めいただきたいと思います。

職員が封筒を持って回ります。封筒の中に議席番号が書いてあります。

クジを引く順番は仮議席の順と決めさせていただきます。

(クジを引く)

議長 (西岡良祐君) それではクジを引かれた議席にお着きください。

1番 田中良三君、2番 向出健君、3番 大倉博君、4番 西村典夫君

5番 瀧口一弥君、6番 石田春子君、7番 杉岡義信君、8番 西岡良祐君

---

議長 (西岡良祐君) 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元に配布しました名簿のとおり、八人の全議員を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配布しました名簿のとおり、八人の全議員を選任することに決定しました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり議長を除く、7人の議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって議会運営委員はお手許に配りました名簿のとおり、議長を除く、七人の議員を選任することに決定しました。

議長(西岡良祐君) これより暫時休憩します。

休 憩 10時58分

再 開 13時30分

---

議長(西岡良祐君) 休憩前に引き続き再開します。

常任委員会において正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総合常任委員長に西村典夫君、副委員長に大倉博君が就任されました

次に、議会運営委員会において正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員長に石田春子君、議会運営副委員長に瀧口一弥君が就任されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第7、国民健康保険山城病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

国民健康保険山城病院組合議会議員に石田春子君、田中良三君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、石田春子君、田中良三君を国民健康保険山城病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました石田春子君、田中良三君が国民健康保険山城病院組合議会議員に当選されました。

ただいま国民健康保険山城病院組合議会議員に当選されました石田春子君、田中良三君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

議長（西岡良祐君） 日程第8、相楽郡広域事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

相楽郡広域事務組合議会議員に大倉博君、西岡良祐を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました大倉博君、西岡良祐を相楽郡広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました大倉博君、西岡良祐が相楽郡広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま相楽郡広域事務組合議会議員に当選されました大倉博君、西岡良祐が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選のあいさつは省略します。

---

議長（西岡良祐君） 日程第9、相楽中部消防組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

相楽中部消防組合議会議員に杉岡義信君、西岡良祐を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました杉岡義信君、西岡良祐を相楽中部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名し

ました杉岡義信君、西岡良祐が相楽中部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま相楽中部消防組合議会議員に当選されました杉岡義信君、西岡良祐が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長(西岡良祐君) 日程第10、加茂笠置組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

加茂笠置組合議会議員に西村典夫君、大倉博君、瀧口一弥君、向出健君、田中良三君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西村典夫君、大倉博君、瀧口一弥君、向出健君、田中良三君を加茂笠置組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました西村典夫君、大倉博君、瀧口一弥君、向出健君、田中良三君が加茂笠置組合議会議員に当選されました。

ただいま加茂笠置組合議会議員に当選されました西村典夫君、大倉博君、瀧口一弥君、向出健君、田中良三君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長(西岡良祐君) 日程第11、相楽東部広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

相楽東部広域連合議会議員に石田春子君、瀧口一弥君、杉岡義信君、西岡良祐を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました石田春子君、瀧口一弥君、杉岡義信君、西岡良祐を相楽東部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました石田春子君、瀧口一弥君、杉岡義信君、西岡良祐が相楽東部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま相楽東部広域連合議会議員に当選されました石田春子君、瀧口一弥君、杉岡義信君、西岡良祐が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長(西岡良祐君) 日程第12、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に向出健君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました向出健君を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました向出健君が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました向出健君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長(西岡良祐君) 日程第13、京都地方税機構議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に西村典夫君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西村典夫君を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました西村典夫君が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま京都地方税機構議会議員に当選されました西村典夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長(西岡良祐君) 日程第14、同意第2号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題にします。

地方自治法第117条の規定によって西村典夫君の退場を求めます。

(西村典夫君退場)

議長(西岡良祐君) 提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本勇君) 同意第2号笠置町の監査委員の選任につき同意を求める件について提案理由をご説明申し上げます。京都府相楽郡笠置町笠置小字市場25番地 西村典夫君を監査委員に選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。ご審議賜り同意の程よろしくお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(田中義信君) それでは同意第2号の説明を朗読を持って代えさせていただきたいと思います。

同意第2号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件について

下記の者を笠置町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定より議会の同意を求める。

平成24年11月7日提出、笠置町長、松本勇。

記

住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字市場25番地。

氏名、西村典夫。生年月日 昭和24年11月2日生 満63歳

よろしくお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 質疑、討論を省略して、よろしいですか

ご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

議長(西岡良祐君) 「異議なし」と認めます。よって質疑・討論を省略します。

この採決は挙手によって行います。西村典夫君を笠置町監査委員に選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、西村典夫君の笠置町監査委員選任同意の件は、同意することに決定いたしました。

西村典夫君の入場を求めます。

(西村典夫君入場)

---

議長(西岡良祐君) お諮りします。ただいま杉岡義信君から提出されました、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第2号として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 「異議なし」と認めます。したがって、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第2号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第1、決議第1号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。杉岡義信君。

提出者(杉岡義信君) 決議第1号、平成24年11月7日、

提出者、笠置町議会議員、杉岡義信。

いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、いこいの館運営対策特別委員会を設置するものとする。

#### 記

- 1、名称、いこいの館運営対策特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条
- 3、目的、いこいの館の運営の安定と経営対策。
- 4、委員の定数、8人
- 5、調査の期限、調査の終了まで。以上です。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

議長(西岡良祐君) これから討論を行います。西村典夫君

(4番西村典夫君) いこいの館は、食の部分を民間委託した後も赤字経営が続いており、累積赤字が2,000万円程になっていると報告を受けております。これ以上の税金の導入は、町民の皆様の理解を得がたく思えます。存続も含め大改革をされる必要があります。

よって、いこいの館特別委員会において徹底的な議論が必要で設置に賛成いたします。

議長(西岡良祐君) ほかにありませんか。

(「なし」という者あり)

議長(西岡良祐君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

決議第1号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって決議第1号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議は可決されました。

お諮りします。ただいま設置されたいこいの館運営対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって名簿のとおり全議員八人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 君 異議なしと認めます。したがって、いこいの館運営対策特別委員は、全議員八人を選任することに決定しました。

---

議長(西岡良祐君) これより暫時休憩します。

休 憩 13時55分

再 開 14時13分

議長(西岡良祐君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(西岡良祐君) 先ほどのいこいの館運営対策特別委員会の互選の結果を報告いたします。

委員長に杉岡義信君、副委員長に、田中良三君、が就任されました。

---

議長(西岡良祐君) 君 日程第15、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(西岡良祐君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成24年第2回笠置町議会臨時会を閉会します。

本日はご苦労さまでした。

閉 会 午後14時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 石 田 春 子

議 長 西 岡 良 祐

署名議員 杉 岡 義 信

署名議員 西 村 典 夫